

北秋田市例規執務サポートシステム等委託  
応募型プロポーザル仕様書

北秋田市総務部総務課

# 北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル仕様書

## 1 業務名

北秋田市例規執務サポートシステム等委託

## 2 履行期間

構築業務：契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

利用期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

## 3 基本仕様

ア LGWAN-ASP方式で導入システムを提供できる構成とする。

イ 庁内のLGWAN接続が可能な全てのパーソナルコンピュータ端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

### 【動作環境】

- ・北秋田市 Active Directory ドメイン環境
- ・OS：Windows 10 Pro 以上
- ・ブラウザ：Microsoft Edge(Chromium版)、Google Chrome
- ・各職員はユーザ権限にてパーソナルコンピュータ端末を利用

ウ 導入システムは、画面構成が簡潔・シンプルな設計とし、各機能を迷わず利用できる配慮がされたものであること。

エ データベースの構築は、北秋田市からデータで提供する北秋田市例規集（令和6年3月25日内容現在、現行例規約800件）を対象とする。

オ エによる構築前の例規については、北秋田市が貸与するCD-ROMに格納されているHTMLデータをベースに「過去例規」として閲覧できるようにすること。移行手続は、北秋田市の負担なく行うことができること。

カ 1年間の改正件数は、約150件とする。

キ 導入システムのほか、これと相まって、北秋田市の例規執務の合理化及び能力向上に資する法制執務支援サービスを提供すること。

ク 次の仕様による北秋田市例規集（冊子版）の更新を行うこと。

- ・部数 35部
- ・判型 A5判・加除式
- ・追録発行 年4回以上

## 4 導入システム

データセンターに専用サーバを設置し、次のシステムを運用する。

### 【導入システム】

- (1) 例規検索機能を有するシステム
- (2) 例規立案・審査機能を有するシステム
- (3) 法令・判例検索システム
- (4) 法令の運用に関する情報提供機能を有するシステム

## 5 システム動作環境

- ア データセンターに専用サーバを設置・運用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、庁外のアクセスを制限する認証機能を有すること。
- イ データセンターの専用サーバについては、システム運用に支障がない十分なスペックと構成を有すること。
- ウ 専用サーバを設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震、水害などの災害対策を具備し、二重化電源設備が施された施設とすること。
- エ 専用サーバを設置する施設は、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- オ ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能により、専用サーバの安全性を確保するとともに、システムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- カ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。
- キ 導入システムは、市の執務に不可欠なものであることから、業務上必要な際、待ち時間なく即座に起動させることができ、安定した速度で稼働するよう、技術上配慮されたものであること。

## 6 導入システムの仕様

提案する各システムは、それぞれ最低限次の要件を満たすこと。

### (1) 例規検索機能を有するシステム

#### ① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できること。

#### ② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できること。

#### ③ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できること。

#### ④ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクが貼られ、該当箇所を表示できること。

#### ⑤ 原議リンク機能

改正沿革情報から原議本文表示できること。

#### ⑥ 本文出力機能

例規全文又は選択した条をR T F形式でダウンロードできること。

#### ⑦ 新旧対照表形式出力機能

例規全文又は選択した条を新旧対照表形式にてR T F形式でダウンロードできること。

#### ⑧ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定は、北秋田市の書式ルールに対応するものであること。

### (2) 例規立案・審査機能を有するシステム

#### ① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、ブラウザ上で条文を

編集できる機能を有すること。

② 改め文自動生成機能

条文の編集を行った後、改め文を自動生成する機能を有すること。

③ 新旧対照表自動生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能を有すること。

④ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能を有すること。

⑤ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能を有すること。

⑥ 出力フォーマット設定機能

議案鑑、原議、新旧対照表等の出力設定は、北秋田市の書式ルール※に対応するものであること。

※北秋田市の書式ルール

(1) 議案鑑

ア 書式設定

- ・用紙 A 4 判縦使い横書き
- ・字詰行数 39 字×30 行
- ・余白 上下左右各 25mm
- ・フォント MS 明朝 10.5 ポイント
- ・ページ数 下部中央（下からのフッタ位置 19.7mm）に配置し、単にページ数のアラビア数字のみを印字する。
- ・数詞表記 1 桁全角、2 桁以上半角

イ 様式

議案第何号

×  
×  
×××北秋田市何々条例の一部を改正する条例の制定について  
×  
×  
×  
×北秋田市何々条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。  
×  
×  
×  
××令和何年何月何日提出  
××××××××××××北秋田市長×誰×誰×誰×誰  
×  
×  
×××××提案理由  
×何々法の一部を改正する法律（令和何年法律第何号）の施行に伴い、

所要の規定の整備を行うものである。

1

(2) 原議

ア 書式設定

- ・用紙 A4判縦使い横書き
- ・字詰行数 39字×30行
- ・余白 上下左右各25mm
- ・フォント MS明朝10.5ポイント
- ・ページ数 下部中央（下からのフッタ位置19.7mm）に配置し、単にページ数のアラビア数字のみを印字する。
- ・数詞表記 1桁全角、2桁以上半角

イ 様式

令和何年  
条例第×号  
×  
×××北秋田市何々条例の一部を改正する条例  
×  
×北秋田市何々条例（令和何年北秋田市条例第何号）の一部を次のように改正する。  
×  
×第何条中「何々」を「何々」に改める。  
×第何条中「何々」の次に「何々」を加える。  
×第何条中「何々」を削る。  
×第何条を第何条とし、第何条の次に次の1条を加える。  
×（条見出し）  
第何条×何々は、何々するものとする。  
×  
×××附 則  
×この条例は、令和何年何月何日から施行する。

2

(3) 新旧対照表

書式設定

- ・用紙 A4判横使い横書き
- ・字詰行数 62字×23行（新旧欄内それぞれ32字で折り返す）
- ・余白 上20mm 下・左・右各15mm
- ・フォント MS明朝10.5ポイント
- ・ページ数 下部中央に配置し、単にページ数のアラビア数字のみを印字す

る。

- ・数詞表記 1桁全角、2桁以上半角
- ・左欄を「改正後」、右欄を「改正前」とする。
- ・1行目（罫表欄外）に、標題として「（資料） 北秋田市何々条例の一部を改正する条例 新旧対照表」と入れる。等の改正の場合は、関係条及び日改正例規名を付記する。

#### (4) 公布文鑑

##### ア 書式設定

- ・用紙 A4判縦使い横書き
- ・字詰行数 39字×30行
- ・余白 上下左右各25mm
- ・フォントの設定 MS明朝10.5ポイント
- ・数詞表記 1桁全角、2桁以上半角
- ・ページ数 表示しない
- ・市長の氏名は、条例及び規則の場合は、署名するため印字しない。

##### イ 様式

令和何年
条例第何号
×
×
×北秋田市何々条例の一部を改正する条例をここに公布する。
×
×
×
××令和何年何月何日
×
×
×
××××××北秋田市長××誰×誰×誰×誰

#### (3) 法令・判例検索システム

- ア 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- イ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- ウ 法令本文から委任先条文をたどる機能があること。
- エ 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- オ 判例集に記載された判示事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- カ 判例本文から関連する法令を表示できること。
- キ 更新は、月に1回以上実施されるものであること。

(4) 法令の運用等に関する情報提供機能を有するシステム

① 法令の条項ずれ等を監視するシステム

ア 法令改廃情報を原則として官報発行の5営業日後に提供できること。

イ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

ウ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。

② 法令の解釈等に関する解説コンテンツ

地方自治法、地方公務員法等に関する行政実例、判例、注釈をはじめとする解説情報を提供できるシステムであること。

③ 全国例規集

ア 全国の都道府県及び市町村の例規集を集成し、横断検索できるものであること。

イ 検索結果は、地域、自治体規模等で絞込みできること。

7 システムの導入・保守

(1) システムの導入

ア システム導入については、発注者の業務に支障がない導入計画を策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、発注者の業務に支障が出ない計画を策定すること。

(2) システムの保守

ア システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポート体制を講じること。

イ 業務全般に対する質問に対し、電話、FAX又はメールにて対応できること。

ウ FAX又はメールによる照会受付は随時行い、電話による照会受付は平日の午前9時から午後5時まで行うこと。また、障害の発生等緊急を要する場合は、この受付時間以外でも対応すること。

エ 例規検索機能を有するシステム及び例規立案・審査機能を有するシステムについては、利用者からの要望事項等を踏まえた上でのバージョンアップを年4回以上実施し、原則無償で提供すること。

(3) 研修体制等

ア システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ システムに関する操作説明書を納品すること。

8 例規データベース等の維持更新

(1) 例規データベースの更新

例規データベースの更新は、原則として年4回以上とする。ただし、必要に応じて更新の回数を変更することができるものとする。

(2) ホームページ公開用例規データの提供

ア 例規データベースの更新の都度、公開用例規集データとして目次及び五十音索引付きのHTMLデータを生成し、受注者のサーバに実装すること。

イ 市は、市のウェブサイト上に当該実装サーバへのリンクを貼るのみで、最新状態の公開用例規集データをインターネット上で公開することができること。

ウ 公開用例規集データは、市の保管用として、CD-ROM（1枚）に格納し、更新の都度、納品すること。

## 9 法制執務支援サービス

導入システムのほか、これと相まって、北秋田市の例規執務の合理化及び能力向上に資する次のサービスを提供すること。

### ① 法制執務相談

法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。また、新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

### ② 行政手続基準管理支援

行政手続法及び北秋田市行政手続条例に基づく処分基準の洗い出し、標準処理期間の設定等について、策定又は基準管理を支援するサービスを提供すること。

## 10 スケジュール（予定）

時期	工程	備考
令和6年7月上旬 ～8月上旬	例規データ初期構築	3月議会までの更新分を 基に初期構築
令和6年8月上旬～	試用開始	
令和6年8月上旬～中旬	6月議会分データ更新	
令和6年9月	操作研修	
令和6年10月1日～	本稼働	

## 11 見積金額の算出方法

「3 基本仕様」で示した例規件数、年間更新件数を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。

以上